

令和6年度会計年度任用職員登録者募集要項

【文化財発掘外作業員】

1. 登録資格

次の①から②の全ての要件を満たす人。

- ① 文化財発掘調査作業の経験のある人、または大学で考古学の専門課程を学んだことのある人
- ② 体力に自信がある人

2. 登録方法

事前に電話連絡の上、写真を貼った市販の履歴書を文化財課まで本人が持参して申し込んでください。申込時に面接あり。

令和6年2月1日から随時受付します（ただし、土日祝は受付しません）。受付時間は午前9時30分から午後5時まで。

3. 登録期間

会計年度任用職員の登録の有効期間は、登録日から令和9年3月31日までの期間です。

なお、提出された履歴書は枚方市で責任をもって保管し、一定期間経過後に廃棄処分します。

4. 職務内容等

(1) 職務内容：市内各所の発掘調査現場作業。

職務内容の概略	<ul style="list-style-type: none">土層掘削、遺構検出、遺構掘削調査記録図面等の作成、測量補助遺物収納コンテナの運搬などその他、発掘調査作業に関わる業務（準備・片付け含む）、遺跡管理に係る作業の補助
---------	--

(2) 勤務時間：原則として、午前9時から午後5時30分までの内、所属長の指定した時間とします。

(3) 賃金：時給＝1,196円

※職員の給与改定などに準じて、改定されることがあります。

交通費補助＝交通手段や距離に応じて支給（限度額あり）

裏面につづく

- (4) 期間など：原則として2カ月以内、週2日程度。（特定の一現場における発掘調査期間）
- (5) その他：原則として雇用保険・健康保険・厚生年金には加入しません。

5. 雇用についての留意事項

- (1) この登録は、会計年度任用職員の希望者の登録であり、雇用を約束するものではありません。
- (2) 雇用する場合は文化財課から電話等で連絡します。また、必要期間の直前に連絡する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 緊急の場合、希望と異なる職種について連絡する場合があります。
- (4) 雇用期間は連絡時にご説明します。
- (5) 都合がつかない場合は、断っていただいても結構です。一度断ったことを理由に次から雇用しないということはありません。
- (6) 枚方市に会計年度任用職員として雇用された場合、その雇用期間中は会計年度任用職員として一般職地方公務員の身分となりますので、関連する法令、条例・規則等の規定を遵守する義務が生じます。

6. お問い合わせ

枚方市 観光にぎわい部 文化財課 TEL 072-841-1411